

任意継続被保険者資格取得申請書

兼 被扶養者申請書

《 記入例 》

健保決裁欄	理事長・常務理事	所属長	主担当	係員

任意継続被保険者制度を理解したうえで、下記のとおり申請します。

自署の場合は不要

任継加入時点の年齢

現在の保険証 記号 10	番 0 1 2 3 4 5 6	氏名 フリガナ ケン ポ タ ロウ 健保太郎	性別 男	生年月日 昭和・平成 32年9月18日	年齢 60才
任継加入後 記号 91	号	名	女	32年9月18日	60才
住所 〒 5△7 - 1234		大阪府 ○○市 ××町 1番 1号		号	○○○ - 123 - 4567
資格取得日(入社日) 昭和 平成		55年4月1日		退職日 平成	29年9月30日
退職時の所属事業所		○○会社 □□事業所			
保険料納付方法			保険料納付期間		
<input type="checkbox"/> 払込票による振込を希望します <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替(引落)を希望します※ (別途口座振替手続きが必要です)			<input type="checkbox"/> 1年前納(4月～3月) <input checked="" type="checkbox"/> 半年前納(4月～9月) <input type="checkbox"/> 毎月 (10月～3月)		
※金融機関へのお手続きが完了となるまでは、払込票による納付となります					

給付金・還付金振込先 (ご本人名義の口座に限る)	銀行コード	1 2 3 4	支店コード	5 6 7	口座番号(右詰め記入)
	○ ○	銀行	△ △	支店(出張所)	普通 8 9 0 1 2 3 4
* 給付金・還付金が発生した場合は、上記の口座に振り込みます * ゆうちょ銀行の場合、【振込用】店番号・口座番号をご記入ください					

【被扶養者申請欄】 ※扶養認定基準に該当しない場合は、弊健保より連絡をいたします

区分	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	年齢 続柄	同居の有無	収入(年間見込み)の有無
任継	ケンポハナコ	男	昭和	51才	同居	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 学生 給与 960,000円・年金 円
新規	健保花子	女	平成 39   11   7	妻	別居	任継加入時点の年齢
任継	ケンポゲンキ	男	昭和	19才	同居	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 学生 給与 円・年金 円
新規	健保元気	女	平成 9   9   30	子	別居	その他 円

\* 当健保加入事業所を退職後、引き続き被扶養者として申請する場合は『継続』へ、新たに被扶養者として申請する場合は『新規』に○を付け各必要書類を添付してください  
\* 任意継続加入時に被扶養者の削除を申請する場合は、氏名・性別・生年月日・年齢・続柄欄を記入後、二重線を引き、その他の欄に異動理由を記入下さい

事業所 担当者 記入欄	資格取得年月日 (退職日の翌日)	平成 29年 10月 1日	退職時の 標準報酬月額	4 4 0 千円	事業所・部署名	○○ 人事部
	[備考]	担当者にて資格取得年月日・退職時の標準報酬月額・事業署名・担当者名・ご連絡先をご記入下さい。 特記事項等は備考欄にご記入願います。			担当者名	△ △
					電話番号	7 - × × × - 1234

健保 記入欄	資格喪失日	平成 年 月 日	標準報酬月額	千円
-----------	-------	----------	--------	----

# ● 任意継続加入時の添付書類等について

## I. 被保険者の添付書類について

住民票 または 公的書類(運転免許等、住所確認可能なもの)をご提出ください。(コピー可)

(厚生労働省より“なりすまし防止”のため、公的書類にて本人確認をし、記載されている住所へ発送することが義務付けられています)

## II. 健康保険料の納付方法について

ご家族の被扶養者・国民健康保険等へのご加入をお考え場合は、「健康保険料を納付しない」との喪失事由に該当させての資格喪失となります。健康保険料を納められている期間は脱退することができないため、前納納付より毎月納付をおすすめします。

## III. 被扶養者の現況に応じた添付書類および発行元一覧

状況により、健保組合より追加書類の提出をお願いすることがあります。「保険者は厚生労働省令で定めるところにより、被保険者または保険給付を受けるべき者に保険者または事業主に対して、この法律の施行に必要な申出もしくは届出をさせ、または、文書を提出させることができる。(健康保険法第197条の2)」

			被扶養者の現況	提出書類(コピー可)	証明書等の発行場所	
必須提出	新規申請のみ	同居続柄確認	被保険者との関係がわかる書類	扶養状況届 住民票(世帯全員の続柄の記載)※1	健保指定用紙 市区町村役所	
	収入確認	全員	収入の有無がわかる書類 学生(高校生以下不要)※2	所得証明書(最新年度) 学生証(有効期限記載面含む)または在学証明書	市区町村役所 学校	
生計維持関係の証明書	収入あり		パート・アルバイト収入のある人(3カ月未満)	雇用契約書(1カ月の収入がわかるもの)	勤務先	
			パート・アルバイト収入のある人(3カ月以上)	直近3カ月分の給与明細(氏名・会社名等記載あり)		
			年金収入のある人	直近(加入月含む)のすべての年金振込通知書※3	日本年金機構	
			自営業の人	直近の確定申告書(収支内訳書・損益計算書含む)	税務署(受付印のあるもの)	
			配当・不動産・相続等の収入のある人	自営業の開業が1年未満の場合は、事業計画書		
	収入なし	一年以内		退職した人	雇用保険受給内容確認書 + 下記の該当書類	健保指定用紙
				失業給付金の受給資格なし	入・退職日記載の退職証明書 + 退職月の給与明細	勤務先
				失業給付金の受給放棄	離職票1-2 または 雇用保険資格喪失確認書	
				失業給付金の受給(中)予定	雇用保険受給資格者証(両面)	ハローワークおよび勤務先
				失業給付金の受給延長	雇用保険受給期間延長通知書 + 離職票1-2	
		失業給付金の受給終了	雇用保険受給資格者証(両面:受給終了の印字要)			
	自営業を廃業した人	廃業届	税務署(受付印のあるもの)			
	一年超	退職した人(所得証明書に金額掲載あり)	退職日の確認できる書類(源泉徴収票、退職証明書等)	勤務先		
		自営業を廃業した人(同上)	廃業届	税務署(受付印のあるもの)		
別居	収入なし	・直近3カ月分の送金証明(銀行振込控え、現金書留控え等)※4 + 下記の該当書類 注:手渡しはお認めしておりません				
			学生(高校生以下不要)※2	学生証(有効期限記載面含む)または在学証明書	学校	
			上記以外の学生(定時制・夜間等)	学生証(有効期限記載面含む) + 所得証明書(最新年度)	学校 および 市区町村役所	
		学生以外	住民票(世帯全員の続柄の記載)※1 + 所得証明書(最新年度)	市区町村役所		
		収入あり	学生(高校生以下不要)※2	学生証(有効期限記載面含む) + 所得証明書(最新年度)	学校 および 市区町村役所	
		上記以外の学生(定時制・夜間等)	+ 直近3カ月分の給与明細(氏名・会社名等記載あり)	および 勤務先		
		学生以外	住民票(世帯全員の続柄の記載)※1 + 所得証明書(最新年度) + 直近3カ月分の給与明細(氏名・会社名等記載あり)	市区町村役所 および 勤務先		

市町村役所で入手される書類等は、資格取得日の3カ月以内に発行されたものをご提出ください。

※1 住民票のみで被保険者との続柄が確認できない場合は、戸籍謄本(コピー可)のご提出も必要です。

※2 学生とは全日制の大学生・専門学校生・予備校生(通年コースのみ)等となります。退職後に学生(語学留学等)となった場合は除きます。

※3 遺族年金・障害年金・企業年金・個人年金等、受給されているすべての年金が対象となります。

※4 定期的かつ継続性、送金人、受取人、日付が確認できる書類であること。

ただし、特別養護老人ホーム等への入居は同居とみなしますので、送金証明は不要です。代わりに入所証明書をご提出ください。

## IV. 国民健康保険との比較について

平成22年4月より、倒産・解雇等により離職した方および雇止めなどにより離職した方について、離職の翌日から翌年度末迄の間、前年給与所得をその30/100とみなすことで国民健康保険料(税)の負担軽減をする措置が講じられています。該当される方は、任意継続保険よりも国民健康保険に加入した方が保険料負担軽減となる場合がありますので、事前にお住まいの市区町村役所へお問い合わせください(軽減措置を受けるには市区町村への申請が必要です)。

### 該当の条件

- ① 離職日時点の年齢が65歳未満であること
- ② 雇用保険法の『雇用保険受給資格者証』の離職理由コードに以下のコードが記載されていること

「特定受給資格者: 11, 12, 21, 22, 31, 32」「特定理由離職者: 23, 33, 34」

# ● 任意継続被保険者制度の概要について

## 任意継続被保険者制度へ加入されるみなさまへ

- I. 【加入期間】 退職日の翌日から継続して最長2年間  
(II. 資格喪失理由の②～⑤に該当した場合を除く)
- II. 【資格喪失理由】 ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき  
② 被保険者が死亡したとき  
③ 保険料(初回保険料を除く)を納付期日(毎月10日)までに納付しなかったとき  
④ 勤務先の社会保険(健康保険)の被保険者となったとき  
⑤ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき  
(75歳になったとき、または65歳以上で一定以上の障害と認定されたとき)  
**※上記以外の理由(国保加入や家族の被扶養者となる等)での脱退はできません**
- III. 【保険料納付】 ① 保険料は全額自己負担となり、任意継続の資格取得月からの納付となります  
② 資格取得届申請後に初めて納付すべき保険料は、健康保険組合指定の納付期日までの納付となります  
③ 振込の場合は納付期日までに納付、および口座振替の場合は残高不足等により口座振替ができない場合は、保険料未納月で資格喪失となります
- IV. 【資格取消】 初回保険料を納付期日までに納付しなかった場合は、遡って任意継続被保険者の資格が取り消しとなります(健康保険法 第37条)
- V. 【資格喪失の届出】 資格喪失理由②～④および⑤(65歳以上で一定以上の障害と認定されたとき)に該当した場合、速やかにパナソニック健保へ連絡し、脱退手続きを行ってください  
**※①～⑤以外の理由(国保加入や家族の被扶養者に切替えたい時)で、脱退をご希望の場合は、パナソニック健保 退職者適用係へご連絡ください**
- VI. 【健康保険者証】 資格喪失後は保険証を被扶養者分も含め、全てパナソニック健保に返却してください  
喪失日以降は使用できません  
**※資格取消、および資格喪失日以降に健康保険者証を使用(受診)した場合、医療費の保険負担分を請求いたします(健康保険法 第58条)**
- VII. 【その他】 ① 本人手続きや、扶養家族の減少手続、住所変更等、手続事由が生じた場合は、速やかに手続き(申請書・必要書類提出)を行ってください  
② 給付金や還付金が発生した場合は、ご申請の給付金・還付金振込先口座への振込をもって支給を受けたものとしてお手続きをいたします  
③ 保険料納付証明書(1月～12月までの納付額)を毎年1月下旬に送付します。  
④ 毎年実施される被扶養者の現況確認調査については、期日以内に、依頼内容の書類を揃えて提出してください(被扶養者の所得証明書等、別居者へ送金している場合は、手渡しは不可とし、送金証明書の添付となります。送金は毎月定期的に送金していることが必要)

申請準備完了後に確認のうえ、チェックしてください。

✓欄	申請書内容チェック表
	退職後の住所、電話番号(携帯含む)を記入されましたか？
	入・退社年月日を記入されましたか？
	保険料納付方法は、希望の納付方法に ✓ をつけていただけましたか？未記入の場合、月払いとなります。
	給付金・還付金振込先は、ご本人名義の金融機関を記入されましたか？
	口座振替申込書・依頼書の、金融機関お届け印を2カ所に同じ印鑑を濃く、ハッキリと押印されましたか？
	住民票の添付忘れはございませんか？
	任意継続加入時に新たに被扶養者として申請する場合は『新規』に○を付け、被扶養者情報記入欄に記入され、資格取得日の3カ月以内に発行された住民票(世帯全員の続柄の記載)を添付していますか？
	被扶養者の現況確認の提出書類に添付忘れはございませんか？
	★注意事項★毎年、被扶養者現況確認調査時に別居家族への送金証明書の提出が必要となります。 毎月必ず送金をしてください(手渡し不可)。